

保 育 施 設 利 用 申 請 の ご 案 内

この案内には、教育・保育給付認定や保育施設の利用に関する手続方法等について記載しています。内容をよく読んで、手続きをしてください。

1. 保育施設について

※これより以下、「保育施設」とは保育所（園）及び認定こども園(2号・3号認定)・地域型保育事業のことを指します。

施設類型	特徴	申請先
保育所（園）	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設。対象年齢は、最短で生後57日～小学校就学前(2歳児までの施設有)。	伊丹市幼児教育課
地域型保育事業所	原則定員19人以下の小人数の環境で、0～2歳児を預かる事業。小規模保育事業所、事業所内保育事業所等。	伊丹市幼児教育課
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設。	伊丹市幼児教育課 ※西伊丹・いずみ・白ゆりは各園

「2027 年度 学年表」 ※学年は、その年度の4月1日時点における満年齢で決まります。

2026.4.2以降生まれ	0歳児	2024.4.2～2025.4.1生まれ	2歳児	2022.4.2～2023.4.1生まれ	4歳児
2025.4.2～2026.4.1生まれ	1歳児	2023.4.2～2024.4.1生まれ	3歳児	2021.4.2～2022.4.1生まれ	5歳児

「保育施設の利用にあたって」

保育施設では、保育の方針や保育料以外の費用などが施設により異なります。事前に見学に行かれたり、幼児教育課にてお渡しする各園の情報を参考にしたりするなどし、実際に、通園が可能かどうかご確認ください。

なお、施設行事等で見学できない場合がありますので、事前に電話等で直接希望される保育施設にお問い合わせください。

保育施設利用の申請・問い合わせ先

伊丹市教育委員会事務局 こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育課 入所係
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
TEL：072-784-8035(直通)
FAX：072-780-3527

幼児教育課のホームページはこちら⇒



2. 教育・保育給付認定について

教育・保育の給付を受けるために必要な認定です。教育・保育給付認定は、子どもの年齢と保育の必要性などに応じて3つの区分があります。

〈 教育・保育給付認定の種類 〉

認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間(1日4時間を基本)	・幼稚園 ・認定こども園(教育利用)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間(1日11時間以内) 保育短時間(1日8時間以内)	・保育所 ・認定こども園(保育利用)
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間(1日11時間以内) 保育短時間(1日8時間以内)	・保育所 ・認定こども園(保育利用) ・地域型保育事業所

〈 保育の必要性について 〉

保育の必要性が認められるのは、保護者が、それぞれ以下のいずれかの事由に該当する場合です。

事由	保護者の状況
就労・就学	月64時間(週16時間)以上就労(就学)をしている場合 ※夜間就労(保育施設の開所時間外)も可
妊娠・出産	母の出産予定日前6週間(多胎の場合は14週間)又は産後8週間以内の場合 ※出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日で退所となります
疾病・障がい	保護者の疾病や心身の障がいにより、子どもの保育ができない場合
親族の介護	月64時間(週16時間)以上で親族を常時介護・看護していることにより、子どもの保育ができない場合
災害復旧	震災・風水害・火災等の災害復旧にあたっているため、子どもの保育ができない場合
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合 ※入所後90日以内に就労開始しない場合は、退所となります
虐待やDV	公的書類の提出が必要です。詳しくは、幼児教育課にお問い合わせください

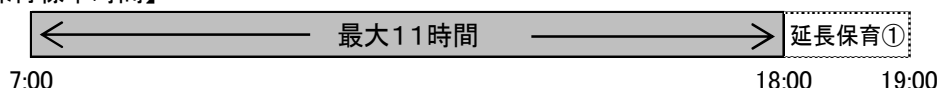
〈 保育の必要量について 〉

保育の必要量について、まずは、保護者の希望を確認し、保育の必要性の事由や勤務時間等に基づき、本市が保育の必要量(「保育標準時間」又は「保育短時間」)を認定します。

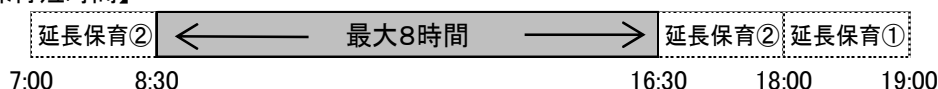
****保育の利用時間について****

例：開所時間が、7時～18時の施設の場合

【保育標準時間】



【保育短時間】



※「保育標準時間」の最大11時間、「保育短時間」の最大8時間は、施設により異なります。

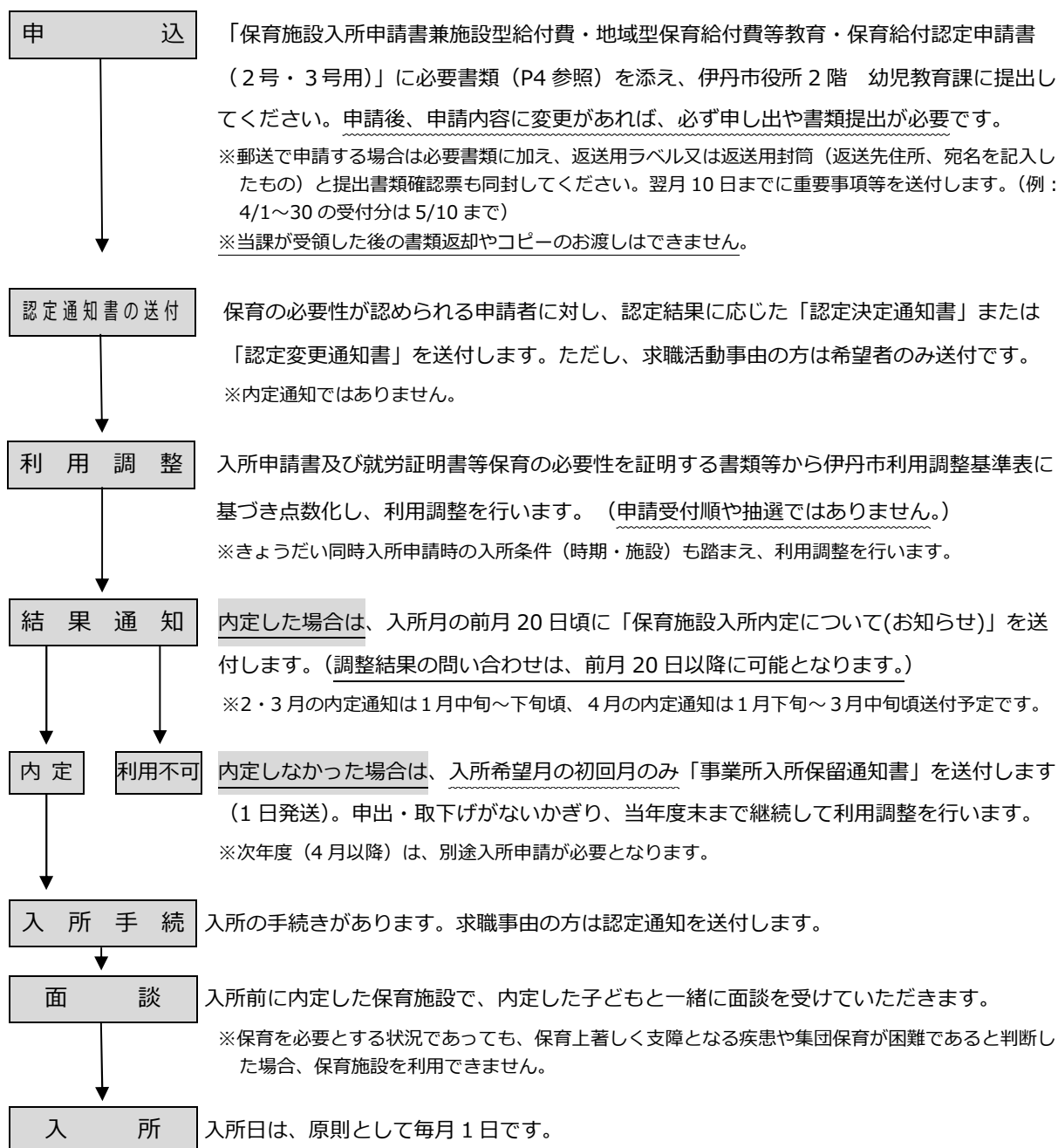
詳細については、別紙「施設別案内」をご参照ください。

※認定された保育必要量は最大の利用可能時間を示すものです。実際の保育時間とは異なります。

そのため、必ずしも希望通りの保育時間となるわけではありません。

※延長保育については、11ページ「7. 主な保育事業について」をご参照ください。

3. 申請と入所の流れについて



〈 入所後について 〉

- ・ 「事業所入所承諾書」及び「保育料（保護者負担額）決定通知書」を原則 1 日頃に発送します。
- ・ 本市に転入予定で申請された場合、入所月の前月 25 日までに本市に住民登録することが必要です。
転入手続き後、幼児教育課まで必ず申出ください。
- ・ 入所後、子どもが保育施設での生活に無理なく慣れるよう、入所日から「ならし保育」(午前中保育)があります。ならし保育の期間等、詳細については、各保育施設での面談時に説明があります。
- ・ 採用予定又は復職予定で入所された方は、入所月翌月 15 日までに実働にて勤務開始してください。（就労証明書に記載された事業所に限る。）
- ・ 求職活動（派遣社員の育児休業を除く）で入所された方は、入所日から 3 か月以内に週 16 時間以上の勤務を開始し、必要書類を各自の締切日までに提出してください。

令和9年度 利用調整基準表

(基本点数)

事由	細目	保育をできない理由・状況	父	母	
①	居宅外 労働 (自営業 含む)	週40時間以上勤務	20	20	《17》
		週30時間以上勤務	19	19	《16》
		週24時間以上勤務	18	18	《15》
		週16時間以上勤務	17	17	《14》
	居宅内 労働 (自営業 含む)	週40時間以上勤務	18	18	《15》
		週30時間以上勤務	17	17	《14》
		週24時間以上勤務	16	16	《13》
		週16時間以上勤務	15	15	《12》
	就労 就学	週40時間以上の仕事に内定している	17	17	
		週30時間以上の仕事に内定している	16	16	
		週24時間以上の仕事に内定している	15	15	
		週16時間以上の仕事に内定している	14	14	
	内職	内職	10	10	
	求職活動	求職活動中(※1)	8	8	
	就学	職業訓練学校、専門学校、大学等に週30時間以上就学している(※2)	18	18	
		職業訓練学校、専門学校、大学等に週16時間以上就学している(※2)	16	16	
		通信制学校に就学している場合	10	10	
②	妊娠・出産	産前6週間、産後8週間のうち、必要期間		18	
		産前14週間、産後8週間のうち、必要期間 (多胎児)		20	
③	保護者の 疾病 ・障がい	入院・寝たきり状態	26	26	
		通院	保育困難である	20	20
		自宅療養	保育やや困難である	16	16
	障がい①	身体 1・2級 精神 1・2級 療育 A 判定	22	22	
		障がい②	身体 3・4級 精神 3級 療育 B 判定	18	18
	親族の 介護・ 看護	病人や障がい者 の介護・看護や 入院・通院・通所 の付添い	週16時間以上	15	15
⑤ 災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている場合	20	20	
		倒産による失業等(※3)	20	20	
⑥ 要保護家庭		虐待やDVの恐れがある場合	※4	※4	

(調整点数)

世帯加点・減点	
ひとり親世帯(父又は母の死亡、離婚等)	4
父母がおらず親族が保育している世帯	4
父又は母が単身赴任中(1か月以上)(※5)	3
特別配慮児童 入所申請児童が手帳(※6)所持にあわせてにじいろ保育希望有等	※4
育児休業明復帰(要給付金証明)	1
派遣社員で復職後の実働先が未定だが、入所後翌月15日までに育児休業から復帰する意志を表した方 基本点数は求職活動中の8点として扱う	4
週16時間未満の就労証明書の提出 基本点数は求職活動中の8点として扱う	4
きょうだい同時申請	2
保育の必要性事由が発生した日(就労開始、育休復帰等)以降に一時保育事業、認可外保育などを利用した場合(育休中、求職中除く)	3
市内認可保育施設に勤務中・復職予定の保育士・保育教諭	6
市内認可保育施設に採用予定の保育士・保育教諭	4
4月1日入所保留となった場合 次年度の4月1日調整まで	5
きょうだいが認可保育施設(2・3号)又は幼稚園(新2・3号)に在籍	2
児童と同居親族で保育可能な場合	-2
父母が職場できょうだいを保育(居宅外就労、介護等)	-2
父母が自宅できょうだいを保育(居宅内就労、介護等)	-4
保育料滞納 有の場合	-6

(同一点数時の優先順位の取扱いについて)

①	該当保育施設の希望順位が高い方を優先する
②	きょうだいが認可保育施設(2・3号)又は幼稚園(新2・3号)に在籍
③	障がい①に該当
④	入所希望月の早い世帯を優先する
⑤	ひとり親世帯・単身赴任中世帯
⑥	伊丹市民である
⑦	滞納がない世帯を優先する
⑧	きょうだい(小学生以下)の数が多い世帯を優先する
⑨	市民税額(所得割)が低い世帯を優先する

- ・《》は自営業の客観的資料(営業許可書・確定申告書の控え・業務委託契約書のコピー等)の提出がなく、自営業のホームページ・チラシ・名刺等の提出時の点数。または夫婦間での自営で給与を取得していない場合
- ・妊娠・出産の認定期間は18点となります。出産予定以前に就労等必要性がある場合は母子手帳とあわせて書類を提出ください
- ・「※1」派遣での育児休業者(実働先不明)の場合を含む
- ・「※2」国立、公立、学校法人の私立、専修学校等
- ・「※3」倒産による失業又は会社都合での失業(雇用保険で確認できる場合)に限る
- ・「※4」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する
- ・「※5」就労証明書の「No17単身赴任期間」に明記があり、証明年月日の時点で開始から1か月以上経過していることがわかる場合に限る
- ・「※6」身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を指す
- ・ひとり親世帯の場合は、当該ひとり親の点数に対して、20点を加える
- ・令和9年度4月に入所保留となった場合等の点数は令和10年度に引き継ぐものとする

4. 必要書類について

※コピーが必要な書類は、各世帯でコピーを持参ください。幼児教育課でコピーをとることはできません。

また受理後のコピーはできません。

※郵送申請の方は提出書類確認書と返送用ラベルまたは返送先住所、宛名記載の返送用封筒を同封してください。

必要書類	
1. 保育施設入所申請書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（2号・3号用） ※児童状況票含む	
2. 保育の必要性確認書類（父母それぞれに書類が必要）	
事由	書類（証明日が申請日から3か月以内のものに限る）
就労	就労証明書（幼児教育課所定の様式に事業所が就労状況を記入）
	※証明年月日がない書類は無効となります。 ※契約期間が切れている書類は無効となります。
	※自営業者は本人が記入＋事業内容のわかる書類の提出が必要 例：営業許可書、確定申告書、業務委託契約書等のコピー
	※法人代表者の場合は就労証明書に加えて、全部事項証明書または源泉徴収票等のコピーの提出が必要
	※調整点数「父又は母が単身赴任中(1か月以上)」の対象となる条件は、「No17 単身赴任期間」に明記があり、証明年月日の時点で、開始から1か月以上経過していることがわかる就労証明書であることです。
求職活動	求職活動状況報告書（幼児教育課所定の様式）
就学	在学証明書又は学生証のコピー（入学前は合格通知）＋カリキュラム ※高校生は学生証のコピーのみで可
妊娠・出産	母子健康手帳のコピー（保護者名と分娩予定日がわかる部分） ※産前に別の事由がある場合はその書類もあわせて提出してください。
疾病・障がい	診断書、又は障害者手帳等のコピー（診断書は幼児教育課所定の様式）
介護・看護	介護・看護・付添状況報告書（幼児教育課所定の様式）
	＋障害者手帳等のコピー又は看護を受ける方の診断書（保護者は幼児教育課様式、保護者以外は様式指定なし）
災害復旧	罹災証明書等
虐待・DV	保護命令やDV証明等
状況に応じて提出する書類	
1. 育児休業中の方	・勤務開始申立書（幼児教育課所定の様式） ・育児休業給付金支給決定通知書（注2）
2. 生活保護世帯	生活保護受給証明書（注3）
3. ひとり親世帯	児童扶養手当証書のコピー等（注3）
4. 保育の必要性事由が発生した日（就労開始、育休復帰等）以降に一時保育事業、認可外保育などを利用した場合	【育児休業中、求職活動中は除く】 施設を利用していることがわかる証明書類 （領収書等、状況により在職・復職証明書）（注2）
5. 義務教育を修了した65歳未満の同居者がいる場合	保護者の必要書類に準じる（詳細は、幼児教育課にご確認ください） ※求職活動中除く
6. 伊丹市への転入予定 （6ページ目もご確認ください）	・保護者名義の不動産売買契約書、又は賃貸借契約書コピー （転入先住所・引渡日の記載、署名捺印が確認できる部分） ・転入手続きに関する誓約書（幼児教育課所定の様式） ※伊丹市内の実家等で同居予定の場合は、家主記載の申立書（幼児教育課所定の様式）
7. 令和8年1月1日に他市町村民だった場合	令和8年度課税証明書のコピー（注3）

注2 提出あれば加点(コピー可) 注3 後日提出可

5. 申込みの受付について【原則、郵送で申し込んでください】

受 付 場 所	郵送 もしくは 幼児教育課（伊丹市役所 2 階）		
受 付 時 間	9：00～17：00 （土日祝日、年末年始を除く）		
入 所 希 望 月	5 月～6 月	7 月～2026 年 12 月	2027 年 1 月～4 月
受 付 開 始	3 月 1 日から	入所希望月の 4 カ月前の 1 日から（4 カ月前の 1 日が土日祝の場合は、翌業務日から）	郵送：9 月 15 日から 11 月 4 日（消印有効）まで
締 切 日	郵送申請の場合：入所希望月の前々月末まで（消印有効） 窓口提出の場合：入所希望月の前月の 10 日まで （10 日が土日祝の場合は、前業務日まで）		窓口：11 月 16 日から 11 月 30 日 17 時まで

※ 2027 年 5 月～6 月入所希望の受付は 3 月 1 日から開始します。以降、2027 年 12 月までの受付開始時期及び締切日は上記表の「7 月～2026 年 12 月」と同様です。

※ 2028 年 1 月～4 月の受付開始時期については 2027 年秋頃に詳細を決定し、広報、ホームページ等でお知らせします。

«にじいろ保育について» 担当課：幼児教育課（にじいろ保育担当）

- ・心身の発達に支援を必要とする子どもに対し、集団生活の中で保育士・保育教諭が支援を行う保育のことで、子ども一人一人の心の育ちを大切に「共に育ち合う」保育を目指しています。
- ・2026 年 9 月現在、公立保育施設（みどり保育園を除く）と、自然保育園、第二自然保育園、クレヨン保育園、荻野クレヨン保育園、夢の木保育園、夢の森保育園、宮ノ前ほたる保育園、御願塚つばみ保育園、トレジャーキッズいたみ保育園、トレジャーキッズささはら保育園、新伊丹そらいろ保育園、木下の保育園伊丹で実施しております。
- ・2027 年 4 月より、有岡乳児保育所、すくすくキッズ保育園でも実施を予定しております。
- ・にじいろ保育の利用を希望する場合、入所申請前に必ず幼児教育課 教育保育係（TEL072-780-4313）までご

相談ください。

なお、あすばるに通所されている場合は、あすばるでにじいろ保育の説明を受けてください（幼児教育課 教育保育係への連絡は不要）。

< 伊丹市に転入予定の方の入所申請について >

保護者が、入所申請日時点で伊丹市に住民票がない状況である。

(A) の場合



- ・伊丹市内の居住予定を証明する書類がある場合（保護者名義の賃貸もしくは売買契約書がある等）
- ・伊丹市内の実家等で同居予定の場合



伊丹市に直接申請（伊丹市様式）できます。

【4ページ記載の必要書類に加えて提出が必要となる書類】

- ①転入手続きに関する誓約書（幼児教育課所定の様式）
- ②賃貸もしくは売買契約書（伊丹市の転入予定住所、引渡日の記載ページと保護者の署名捺印されているページのコピー）等
※実家等で同居予定の場合は、家主記載の申立書（幼児教育課所定の様式）
- ③市民税所得割額を確認することができる書類（課税証明書）



伊丹市より内定通知等の結果通知を保護者宅へ郵送します。



入所月の前月25日までに転入手続きを完了させ、幼児教育課まで必ず申出ください。転入できない場合は、内定取消となります。

(B) の場合

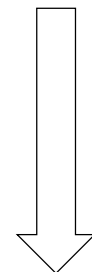


伊丹市内の居住予定を証明する書類がない場合



住民票がある市区町村を通じて伊丹市へ入所申請を提出することになるため、必要書類は、住民票がある市区町村へお問合せください。
伊丹市の締切日までに必着するようお手続きください。

※調整は伊丹市民の後位となります。



依頼元の市区町村へ結果を回答します。伊丹市より保護者に回答できません。



伊丹市へ転入後、伊丹市へ申請書類を改めて提出してください。入所希望月により申請締切日があります。

※住民票を異動された場合、転出した市区町村にお申出ください。

- ・(B) で申請、その後、書類を添えて (A) で申請した場合、(B) での申請は取下げとなります。
- ・(B) の場合は、「事業所入所承諾書」、「事業所入所保留通知」は発送できません。

6. 0～2歳児クラス 保育料（保護者負担額）等について（月額）

保護者負担額表（２号・３号認定）			単位（円）	
保育所・認定こども園・地域型保育事業（小規模・事業所内等）				
階層	市民税所得割額		保育の必要量	
			標準時間	短時間
１	生活保護		０	０
２－１	非課税	※要保護	０	０
２－２			０	０
３－１	均等割のみ	※要保護	４,８００	４,７５０
			９,６００	９,５００
３－２	１-４８,５９９	※要保護	７,１５０	７,０００
			１４,３００	１４,０００
４－１	４８,６００-５０,８９９	※要保護	８,７５０	８,６００
			１７,５００	１７,２００
４－２	５０,９００-５４,６９９	※要保護	９,０００	９,０００
			２０,０００	１９,７００
４－３	５４,７００-７７,１００	※要保護	９,０００	９,０００
			２８,５００	２８,１００
		７７,１０１-９６,９９９		２８,５００
５－１	９７,０００-１０８,３９９		３５,４００	３４,９００
５－２	１０８,４００-１６８,９９９		４２,８００	４２,２００
６－１	１６９,０００-１９０,２９９		５１,１００	５０,３００
６－２	１９０,３００-３００,９９９		５８,９００	５８,０００
７－１	３０１,０００-３３８,９９９		６９,７００	６８,６００
７－２	３３９,０００-３９６,９９９		７７,６００	７６,４００
８	３９７,０００ 以上		８７,４００	８６,０００

※要保護：後記【ひとり親等の要保護世帯について】記載の必要書類を提出した方

【保育料の決定・注意事項について】

○**3歳児クラス以上の児童の保育料は無償化されています。**延長保育料や給食費は実費となり別途必要です。

○子どもが年度途中で3歳に達しても、年度途中は0～2歳児クラスの金額が適用されます。

○保育の必要量によって、保育料が異なる階層があります。

○保育料は、父母の市民税所得割額の合算で算出します。但し、調整控除を除く、寄付金控除・住宅借入金等特除・配当控除・外国税額控除等を適用する前の市民税所得割額により決定します。

○保育料の算定対象となる課税年度は次のとおりです。

令和8年9月～令和9年8月の保育料 …令和8年度市民税所得割額

令和9年9月～令和10年8月の保育料 …令和9年度市民税所得割額

市民税所得割額は、課税証明書で確認することができます（同年1月1日時点で住民票がある自治体で取得可能）。

○父母の年収（児童手当・児童扶養手当等の収入を含む）が100万円以下で祖父母・曾祖父母と同居する場合は、祖父母（いずれか一番高い方）の税額で保育料を決定します。祖父母の年収も100万円以下の場合は、曾祖父母（いずれか一番高い方）の税額で利用者負担額を決定します。世帯分離をしていても、同住所の場合は同居扱いになります。二世帯住宅の場合、建物に共有スペースがある場合は、同居とみなします。

＜幼児教育課で手続きが必要な場合＞

☆世帯構成等に変更があった場合は、翌月から保育料に変更が生じる場合がありますので、必ず幼児教育課までお知らせください。

☆税の確認ができない場合は、税申告及び課税証明書の提出を依頼することがあります。また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて保育料を算定します。保育料算出に必要な税情報などが確認できない場合は、最高階層で仮決定し、徴収します。

☆税額の変更については、別途、課税証明書を提出してください。申出翌月から適用します。また、原則、遡及は行いませんが、保育料の変更や遡及徴収を行うことがあります。

【お子様が2人以上いる場合について】

○同一世帯に2人以上の小学校就学前子どもが、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・特別支援施設・企業主導型保育施設に入所し、又は、児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合、年齢の高い方から2番目以降の子どもの保育料（市で決定している認可保育施設の保育料）は無料となります。条件に該当すると思われるが無料となっていない場合等は、お問い合わせください。

◆市民税所得割額が57,700円以上の世帯

小学校就学前の子どもは、認定こども園・幼稚園・認可保育所・地域型保育事業・特別支援施設・企業主導型保育施設等に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援等を利用している子どものみを数えます。

0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	小学 1年生	小学 2年生	小学 3年生
 保育所		 保育所	 在宅	 幼稚園	 認可外保育施設			
第3子		第2子	カウント しない	第1子	カウント しない	小1以上はカウントしない →		
無料		無料						

◆市民税所得割額が57,700円未満の世帯

在宅保育や認可外も含め入所施設に関わりなく、年齢制限を撤廃します。

0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	小学 1年生	小学 2年生	小学 3年生
		 保育所	 在宅		 認可外保育施設			
		第4子	第3子		第2子		第1子	
		無料			保育料は施設が 決定するため 無償化の対象外	小1以上もカウントする →		

◆市民税所得割額が77,101円未満 かつ ひとり親等の要保護世帯

(年収360万円未満相当。要保護世帯は後記参照)

第1子は各階層の要保護欄に記載されている金額が適用され、第2子以降は無料となります。

0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	小学 1年生	小学 2年生	小学 3年生
 保育所		 保育所						
第2子		第1子						
無料	各階層の要保護欄 の保育料					小1以上もカウントする →		

【ひとり親等の要保護世帯について】

- 以下の世帯状況に該当する場合は、入所が決定した際に下表のいずれかの書類のコピーをご提出ください。
- すでに入所している場合で、新たに以下の世帯状況に当てはまった場合は、必要書類を提出してください。なお年度を超えての保育料の遡及は行いません。
- 以下の世帯状況に当てはまらなくなったときも、必ず申し出てください。（例：婚姻等で児童扶養手当の資格を喪失した場合、障害者手帳所持者と同居しなくなった場合など）

世帯状況		必要書類
1	ひとり親世帯	次の①～④のいずれか1点（ひとり親家庭であって、子を扶養していることがわかるもの） ①児童扶養手当証書 ②母子家庭等医療費受給者証 ③遺族基礎年金の受給がわかるもの ④戸籍謄本 + マイナポータルの『医療保険の資格情報』画面又は資格確認書の写し
2	同居世帯が障害者手帳の交付を受けている世帯	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
3	特別児童扶養手当支給対象児童がいる世帯	特別児童扶養手当受給証明書
4	同居者が障害基礎年金を受給している世帯	障害基礎年金の受給がわかるもの

※マイナポータルの『医療保険の資格情報』画面又は資格確認書の写しを添付する際には、事前に被保険者記号・番号が複写されないようマスキング等を行ったうえで写しを添付してください。

※各種証明・手帳等の写しは、有効期限を確認のうえ、最新のものを提出してください。

【保育料の納付・滞納について】

- 原則、納付方法は口座振替です。詳細は入所手続き時にご案内します。引き落としができない場合、督促状及び納付書を送付します。督促状の発送後は、金額により延滞金が発生し納付まで加算されます。
- 保育料は、保育にかかる費用の一部を法に基づき保護者に負担していただくもので、保育施設の運営の原資となります。督促状送付後も納付しなければ、法令の規定に基づき、財産の差押等の処分（給与の差押え等）を実施する場合があります（根拠法：子ども・子育て支援法附則第6条第7項及び児童福祉法第56条第7項及び第8項）。
- なお、納付されない場合は、退所勧告を行うことがありますので、ご注意ください。

【保育料の減免について】

- 公立・私立の保育所及び認定こども園（3号）において、入所児童が本人の病気や怪我のために当該月の保育（開所）日数の過半数を欠席した場合などは、幼児教育課への申請により保育料の減免を受けることができます。当該月の保育料を期日までに収めていただいたうえで、申請受理後に銀行口座を通じて減免分を還付します。ただし、年度をまたいでの還付はできません。

—提出物—

- ・保育料減免申請書
- ・保育所（園）欠席証明書（施設長が証明するもの）
- ・診療機関等が発行する診断書等（対象児童ごとに必要）

【給食費について】

〇〇～2歳児クラスは、保育料に含まれています。

3～5歳児クラスは、施設により異なります。また、主食は施設で提供する場合と各家庭でご持参いただく場合があります。詳細は、施設別案内をご確認ください。なお、公立施設の場合、欠席やアレルギーで給食提供日の過半数を提供停止した場合、申請により給食費（主食費・副食費）の減免を受けることができます。

〇年収360万円未満相当の世帯と第3子以降の子どもについては、副食費が免除になります。免除対象については下表のとおりです。

3～5歳児クラス		副食費免除の範囲								
		ひとり親・障害者がいる世帯等				その他世帯				
保育料 階層	市民税 所得割	多子の 算定 基準	第〇子区分			多子の 算定 基準	第〇子区分			
			第1子	第2子	第3子 以降		第1子	第2子	第3子 以降	
1	生活保護	き よ う だ い 全 て の 数	副食費 免除 (0円)			き よ う だ い 全 て の 数	副食費 免除 (0円)			副食費 免除 (0円)
2-1	非課税									
2-2										
3-1										
3-2	1-48,599									
4-1	48,600-50,899									
4-2	50,900-54,699									
4-3	54,700-57,699									
	57,700-77,100									
	77,101-96,999									
5-1	97,000-108,399	施 就 学 利 前 用 子 者 ど の も み の	施設が定める 副食費（有料）			施 就 学 利 前 用 子 者 ど の も み の	施設が定める 副食費（有料）			
5-2	108,400-168,999									
6-1	169,000-190,299									
6-2	190,300-300,999									
7-1	301,000-338,999									
7-2	339,000-396,999									
8	397,000以上									

注）就学前子どもの施設利用者とは、小学校就学前で、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援施設、企業主導型保育等の利用者をいいます。

7. 主な保育事業について

伊丹市内の保育施設では、保育所事業と併せて下記の事業も実施しています。13、14 ページの伊丹市内保育施設一覧の「実施事業」欄をご覧ください。詳細については、各保育施設へ直接お問い合わせください。

【にじいろ保育事業】 実施保育施設：13、14 ページの一覧のとおり。担当：幼児教育課（にじいろ担当）

にじいろ保育とは、心身の発達に支援を必要とする子どもに対し、集団生活の中で保育士・保育教諭が支援を行う保育のことです。子ども一人一人の心の育ちを大切に「共に育ち合う」保育を目指しています。

【延長保育事業】 実施保育施設：全保育施設

保護者の就労形態の多様化に伴い、本来の利用可能時間を越えて保育を必要とする世帯の子どもを支援する保育施設の事業です。同事業は、保育を必要とする事由が原則として父母共に「就労」の場合、利用することができます。入所前から延長保育を検討されている場合は、必ず事前に各保育施設にお問い合わせください。（市が実施主体ではありません）

※ポピンズナーサリースクール伊丹・アートチャイルドケア伊丹・西伊丹幼稚園は 2 時間、その他の施設は 1 時間の延長保育を実施しています。

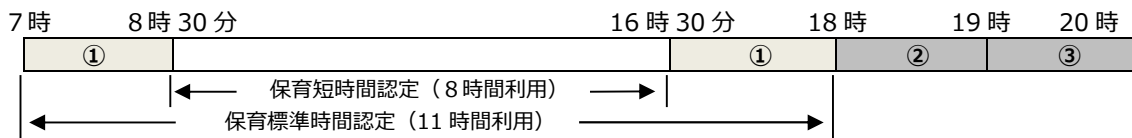
※延長保育の利用は、延長保育が必要な日・時間に限ります。なお、土曜日は実施していません。

※延長保育は入所中の保育施設に前月までの申請となっております。入所された月は利用できません。

※その他、対象年齢など詳細な内容については各保育施設に直接お問い合わせください。

＜利用料金＞ 利用日数・利用時間にかかわらず月額制です。（市内全保育施設均一）

例）7 時間開園施設の場合



(1) 上記①の範囲（保育標準時間の範囲）：月額 500 円（生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料）

※保育短時間認定のみ

(2) 上記②の範囲（1 時間延長）：月額 4,000 円（生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は月額 1,000 円）

(3) 上記②+③の範囲（2 時間延長）：月額 7,000 円（生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は月額 2,000 円）

※2 時間延長は、ポピンズナーサリースクール伊丹・アートチャイルドケア伊丹・西伊丹幼稚園のみ実施

【一時保育事業】 実施保育施設：13、14 ページの一覧のとおり

一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育を支援する事業です。

実施保育施設に直接お問い合わせのうえ、お申込みください。（施設の状況などにより、利用をお断りする場合があります）

利用料金：1 人あたり、日額 2,500 円 + 飲食費（生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は日額 1,000 円）

【休日保育事業】

日曜・祝日の保護者の勤務等により、休日保育を必要とする子どものための保育を実施しています。

実施施設	ポピンズナーサリースクール伊丹
対象児童	生後 3 か月に達しており伊丹市在住の児童
実施日	日曜日・祝日（年末年始は除く）
実施時間	8:00 ～ 18:00
その他	休日保育の利用については、実施保育施設に申請の上、利用の許可が必要です。詳細は、各実施保育施設にお問い合わせください。

【こども誰でも通園制度】 実施保育施設：13、14 ページの一覧のとおり

保護者が就労していなくても、生後 6 か月から満 3 歳未満の保育所等に通っていない子どもを利用可能時間の範囲内で保育所等に預けられる事業です。

利用方法等の詳細は幼児教育課ホームページをご参照ください。

→



【病児・病後児保育事業】

病気などで家庭や集団での保育が困難な乳幼児等を一時的にお預かりする事業です。

実施施設 みどり保育園、ポピンズナーサリースクール伊丹、宮ノ前ほたる保育園、
あそか苑まあや保育所（令和9年4月開始予定）

対象年齢 生後6か月から12歳（小学校就学）まで

1日利用料金 2,000円（生活保護世帯 無料、非課税世帯 1,000円）※施設によって実費あり

※利用する可能性があるときは、事前に利用登録をしておく必要があります。

利用方法等の詳細は幼児教育課ホームページをご参照ください。 →



【地域子育て支援拠点事業】

親子で気軽に集い、遊びや他の利用者と情報交換することで仲間を増やせる楽しい出会いの場を提供しています。主に遊び場の提供や育児相談等となりますが、独自の事業も行っておりますので、詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

実施施設	実施場所	曜日
わかば・さくらだい・神津こども園 むっくむっくルーム	各こども園内	月・火・水・木・金 (祝日・年末年始除く)
西伊丹 むっくむっくルーム	西伊丹幼稚園内	

【地域活動事業】

保育施設の園庭を地域の子どもに開放する等、遊び場の提供や地域の子どもと園庭で交流を図っています。随時、育児等のご相談も受け付けており、電話での「もしもし育児相談」を実施しています。

また、老人福祉施設等の訪問や地域のお年寄りとの交流を深め、世代間のふれあい活動を実施しています。

※もしもし育児相談（公立の保育施設(みどり保育園を除く)のみで実施)

利用時間：月曜日～金曜日の10：00～17：00

8. 0～2歳児クラスまでの保育施設の3歳児クラスからの移行先について

施設区分		施設名	3歳児クラスからの移行先	
①	保育所	有岡乳児保育所	➡	第4希望までの意向調査を行い、 いずれかの施設に移行していただきます。 (意向調査時期：11～12月)
		ポピンズナーサリースクール伊丹		
		ふじキッズ保育園		
	小規模 保育所	あそか苑まあや保育所		
		伊丹くじら小規模保育園		
		イタミ・サン保育園		
		伊丹はぐくみ若菱保育園		
	事業所内保	みどり保育園		
②	保育所	自然保育園	➡	第二自然保育園（※）
		すくすくベビー保育園	➡	すくすくキッズ保育園（※）
		宮ノ前ほたるベビー保育園	➡	宮ノ前ほたる保育園（※）

※ ②については、指定の施設を希望しない場合、退所となります。

伊丹市内認可保育施設一覧

○ブロック別に掲載しています。
○居住するブロック・小学校区に関わらず、どの施設でも入所希望できます。
○「類型」、「実施事業等」の説明は、次のページをご覧ください。

Aブロック（伊丹・有岡・鈴原・南小学校区）

施設名	類型	設置	定員 (人)	所在地	電話	受入可能 月齢等	実施事業等							
							一時	休日	車	地活	にじいろ	地掘	病保	誰通
こばと保育所	保	公	90	稲野町2-3-5	772-1074	3か月			○	○	○			
中央保育所	保	公	180	行基町1-50	779-6643	3か月			○	○	○			
アートチャイルドケア伊丹	保	私	60	平松5-2-17	781-0230	57日	○		○					○
有岡乳児保育所	保	私	80	西台3-7-1	772-4791	57日 (2歳児まで)			○		○			
伊丹稲野えほんの森保育園	保	私	71	稲野町7-63-3	744-6882	5か月				○				
伊丹くじら保育園	保	私	80	清水2-3-28	768-9415	57日			○					
伊丹クレセール保育園	保	私	60	北本町2-131-1	773-7671	3か月	○		○	○				
伊丹はぐくみ中央保育園	保	私	60	中央4-6-7	785-8993	3か月				○				
伊丹保育所	保	私	110	伊丹5-1-5	782-3633	3か月	○		○	○				
伊丹森のほいくえん	保 ※3	私	80	稲野町5-76	776-4234	3か月	○							
梅ノ木くじら保育園	保	私	60	梅ノ木4-6-8	770-0314	57日								
木下の保育園伊丹	保	私	60	西台5-2-18	744-1770	3か月					○			
御願塚つぼみ保育園	保	私	60	御願塚3-8-13	764-6820	57日			○	○	○			
サンライズキッズ保育園伊丹園	保	私	36	中央1-4-18	050-5807-2382	3か月	○			○				
新伊丹そらいろ保育園	保	私	60	御願塚1-3-18	744-5503	6か月	○		○	○	○			
すぐり保育園	保	私	120	東有岡1-18-20	787-6501	6か月				○				
トレジャーキッズいたみ保育園	保	私	60	西台5-3-20	744-5567	3か月	○			○	○			○
ポピンズナーサリースクール伊丹	保	私	45	中央1-1-1 5F	744-1991	57日 (2歳児まで)	○	○	○	○			○	
宮ノ前ほたる保育園	※1	保	私	67 宮ノ前3-4-23	703-1102	3歳児			○	○	○		○	
宮ノ前ほたるベビー保育園		保	私	68 宮ノ前1-3-13	703-1102	3か月			○	○			○	
やわらぎ保育園	保	私	90	伊丹2-3-27	778-5880	57日			○	○				
リトルワールド伊丹保育園	保	私	60	御願塚5-295-2	092-260-7667 (法人本部)	3か月				○				
わかばこども園	認	公	270 ※2	御願塚6-1-5	744-1331	3か月			○	○	○	○		
イタミ・サン保育園	小	私	19	中央5-2-24	777-5144	57日 (2歳児まで)	○		○	○				
伊丹くじら小規模保育園	小	私	19	南本町1-1-12	782-9410	57日 (2歳児まで)	○		○					
伊丹はぐくみ若菱保育園	小	私	19	若菱町2-46	784-8993	3か月 (2歳児まで)	○							

※1: 本園(宮ノ前ほたる保育園)が3～5歳児、分園(宮ノ前ほたるベビー保育園)が0～2歳児までとなります。

※2: 定員は、1号認定を含む人数です。

※3: 令和9年度から保育所型認定こども園へ移行予定

Bブロック（稲野・池尻・桜台・花里小学校区）

施設名	類型	設置	定員 (人)	所在地	電話	受入可能 月齢等	実施事業等							
							一時	休日	車	地活	にじいろ	地掘	病保	誰通
あそかの木保育園	保	私	120	中野西1-165	777-3890	3か月	○		○	○				
風の子保育園	保	私	80	西野5-309-2	767-1087	3か月	○		○	○				
京進のほいくえんHOPPA伊丹千僧	保	私	60	千僧2-140-5	764-6561	57日	○			○				
クレヨン保育園	保	私	50	池尻3-430-1	777-4732	3か月	○		○	○	○			
千僧森のほいくえん	保	私	50	千僧5-158-1	741-4923	3か月	○							
さくらだいこども園	認	公	220 ※4	中野西4-92	767-6192	3か月			○	○	○	○		
伊丹ひまわりこども園	認	私	99 ※5	昆陽池1-39	777-2678	4か月	○			○				
西伊丹幼稚園	※6	認	私	405 寺本5-373	783-2351	6か月			○	○		○		○
あそか苑まあや保育所	小	私	19	中野西1-7-4	770-5203	6か月 (2歳児まで)	○		○	○			○ R9.4予定	○
みどり保育園	事	公	30	昆陽池1-100	777-5775	3か月 (2歳児まで)			○				○	

※4: 定員は、1号認定を含む人数です。

※5: 定員は、1号認定を含む人数です。

※6: 園に直接申請してください。定員は1号認定を含む人数です。

Cブロック（神津小学校区）

施設名	類型	設置	定員 (人)	所在地	電話	受入可能 月齢等	実施事業等							
							一時	休日	車	地活	にじいろ	地抛	病保	誰通
神津こども園	認	公	200 ※7	森本1-8-25	782-0200	3か月			○	○	○	○		

※7:定員は、1号認定を含む人数です。

Dブロック（緑丘・瑞穂小学校区）

施設名	類型	設置	定員 (人)	所在地	電話	受入可能 月齢等	実施事業等							
							一時	休日	車	地活	にじいろ	地抛	病保	誰通
北保育所	保	公	150	北園1-13	770-1217	3か月			○	○	○			
夢の木保育園	※8	保	私	55	瑞穂町4-77	772-7881	3か月	○		○	○	○		
夢の森保育園		保	私	60	大鹿5-50-1	785-5552	3か月	○		○	○	○		
白ゆり幼稚園	※9	認	私	638	春日丘3-50	782-3077	1歳児			○	○			

※8:どちらの園に在籍するかは、入所時に施設長が決定します。

※9:園に直接申請してください。定員は1号認定を含む人数です。

Eブロック（荻野・天神川・鴻池小学校区）

施設名	類型	設置	定員 (人)	所在地	電話	受入可能 月齢等	実施事業等							
							一時	休日	車	地活	にじいろ	地抛	病保	誰通
荻野保育所	保	公	120	荻野8-33-5	770-4352	3か月			○	○	○			
荻野クレヨン保育園	保	私	60	荻野1-22-2	777-2228	3か月	○		○	○	○			
自然保育園	保	私	45	鴻池4-9-12	777-5890	3か月 (2歳児まで)	○		○		○			○
心音つばさ保育園	保	私	100	瑞原2-52	777-0283	3か月	○		○					
すくすくキッズ保育園	※10	保	私	50	東野1-21-1	743-9090	1歳児	○		○	○	○		
すくすくベビー保育園		保	私	20	東野3-40-3	703-8080	57日	○		○	○			
第二自然保育園	保	私	70	鴻池4-6-9	782-5777	3か月	○		○		○			○
長尾保育所	保	私	140	北野3-48-2	783-6793	3か月	○		○					
いずみ幼稚園	※11	認	私	435	荒牧7-6-21	778-0122	6か月			○	○			○

※10:本園(すくすくキッズ保育園)と分園(すくすくベビー保育園)のどちらに在籍するかは、入所時に施設長が決定します。

なお、分園は0～2歳児までの施設です。

※11:園に直接申請してください。定員は1号認定を含む人数です。

Fブロック（摂陽・笹原・昆陽里小学校区）

施設名	類型	設置	定員 (人)	所在地	電話	受入可能 月齢等	実施事業等							
							一時	休日	車	地活	にじいろ	地抛	病保	誰通
ひかり保育園	保	公	120	堀池3-7-26	779-5400	57日			○	○	○			
伊丹うち保育園	保	私	90	野間北5-3-1	777-5522	3か月	○			○				
伊丹はぐくみ南野保育園	保	私	110	南野北1-2-18	772-8993	3か月	○							
トレジャーキッズささはら保育園	保	私	60	野間3-1-18	744-7166	3か月			○	○	○			
ふじキッズ保育園	保	私	24	安堂寺町6-402	782-8811	57日 (2歳児まで)			○	○				
ささはらこども園	認	公	270 ※12	野間1-10-16	767-7127	3か月			○	○	○			

※12:定員は、1号認定を含む人数です。

「類型」についての説明

保	保育所(園)
認	認定こども園
小	小規模保育事業所
事	事業所内 保育事業所

「実施事業等」についての説明

一時	一時保育事業
休日	休日保育事業
車	車での送迎を認めている(専用駐車場があるとは限りません。※路上駐車は厳禁です)
地活	地域活動事業
にじいろ	にじいろ保育事業
地抛	地域子育て支援拠点事業
病保	病児保育事業・病後児保育事業
誰通	こども誰でも通園制度

教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは？

認可保育施設や幼稚園（新制度移行済みの幼稚園）等を利用するために必要となります。
認可保育施設等に入所する方は、申請をして2号又は3号の認定を受ける必要があります。

〇3号認定から2号認定への区分変更について

教育・保育給付認定 区分の有効期間	3号	満3歳の誕生日の前々日まで
	2号	満3歳の誕生日の前日から就学前まで

有効期間に合わせて伊丹市が
「認定決定通知書」を発行します。

⚠️ ご注意

- ・認定は遡ることはできません。
（当月20日までに認定に係る書類を提出されると
翌月1日からの認定（変更）となります。）
- ・保護者の住民票が市外にある場合、伊丹市での認定はできません。

Q & A

Q 認定決定通知書とは、どのようなものですか？

- ・保護者からの申請により、保護者の居住地である伊丹市が認定した、認定区分、保育必要量、有効期間等が記載されています。

Q 有効期間の認定基準は、父母どちらになりますか？

- ・原則、父又は母の認定事由の満了時期が早い方を基に認定を決定します。

Q 幼児教育課に保育施設の入所申請書を提出すると認定を受けられるのですか？

- ・伊丹市の保育施設入所申請書は教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）兼用の様式のため、入所申請の受理日より概ね1～2ヶ月以内に認定決定通知書を送付します。ただし、求職活動事由での認定は年度に1度しか受けられない（認定変更がない場合）ことから、求職活動事由の世帯は希望者のみの送付となります。

Q 認定区分、保育必要量、事由の変更に伴う有効期間の変更がある場合や転出する場合は、手続きが必要ですか？

- ・手続きや申出が必要です。内容により必要書類が異なります。申出や変更手続きがない場合は、認定を取消させていただきます。

Q 認定変更を希望します。いつまでに書類を提出すればいいですか？

- ・希望月の前月20日までに幼児教育課へ直接提出してください。原則、翌月1日よりの変更となります。

Q 標準時間認定の子どもは、朝7時に保育所へ行くのですか？

- ・世帯ごとの保育時間は違います。保育時間は、就労の場合は通勤時間と勤務時間です。求職活動中や育児休業中等の世帯は、各施設長が保育時間を決定します。保育時間に合わせて登降園してください。

Q 別居中です。ひとり親世帯として認定されますか？

- ・ひとり親世帯と認めるのは、離婚届を提出済みまたは離婚調停中（調停に関する書類のコピーが提出可能）であり、かつ住民票が別（世帯分離不可）であることが伊丹市幼児教育課としての条件です。

Q 保育の必要性を証明する書類は、1度の提出のみですか？

- ・入所申請は年度ごとの有効期間となるため、新年度申請の提出には、原則、保育の必要性を証明する書類が必要となります。入所後も年に1度、「現況届」の提出を求めます。

Q 認可保育施設等在籍中に認定有効期間満了を迎えると保育所に通えないのですか？

- ・有効期間満了月の20日までに、翌月1日より認定を受けるために必要な手続きをしてください。認定有効期間満了を迎えると退所となります。

Q 週16時間以上の勤務を開始したので認定変更をします。上の子が幼稚園在籍で施設等利用給付認定を受けています。保育所の教育・保育給付認定と同一様式ですか？

- ・就労証明書等の必要性を証明する書類は共有できますが、認定変更申請書は「教育・保育給付認定」「施設等利用給付認定」で別になります。

※ 状況に合わせて必要書類が異なります。詳細は、幼児教育課へお問合せください。

よくある質問Q&A

1. 入所申請書類に関して

Q. 申請書類は、幼児教育課窓口での配布だけですか？

A. 電子申請、郵送、電話で依頼があれば発送します。また、市ホームページから必要書類をダウンロードすることもできます。詳細は、市ホームページやお電話にてご確認ください。

Q. 申請に必要な書類は？

A. 申請書（保育施設入所申請書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）※児童状況票含む）及び保育の必要性確認書類（就労証明書など）については、申請者全員が提出する必要があります。その他提出書類は世帯の状況や事由によって変わりますので、詳細は、本案内冊子4ページをご確認ください。また、別紙「入所申請に関する大切なお知らせ」を参考にしてください。

Q. きょうだい同時に申請する場合、書類は人数分必要ですか？

A. 申請書は、子どもの人数分必要です。保育の必要性確認書類等それ以外の必要書類は、1部ずつご用意ください。

Q. 配偶者が単身赴任中で別住所の場合や、同居だが世帯分離している祖父母がいる場合は記入しますか？

A. 住民票が別であっても婚姻関係があれば保護者として扱います。保護者の欄に記入してください。また、世帯分離をしていても、同じ住所で暮らしている場合は、申請書の「③同居者の状況」に記入してください。

Q. 入所申請書には希望保育施設はいくつまで記入できますか？1つの方が有利になりますか？

A. 最大 30 施設まで記入していただけます。（10 施設以上の場合、余白部分や別紙をお使いください。）なお、希望施設の数が調整点数に加味されることはありません。
施設によっては、希望者の多いところもあります。ご自宅の近くだけでなく通勤経路等もふまえて、通える範囲内の施設を記入するようにしてください。

Q. 認可外保育施設を利用しています。提出しなければならない書類はありますか？

A. 就労（週 16 時間以上）等（育児休業、求職活動除く）の事由で利用している場合、保育の必要性の事由が発生した日以降（復職以降、就労開始以降）に子どもが認可外保育施設等に在籍していることが確認できるもの（領収書のコピーなど）を提出いただければ、調整点数が変わります。

Q. どの保育施設に空きがありますか？

A. 現在空き状況は非公開です。毎月の待機児童数を市ホームページで公開しております。

2. 入所申請書類の提出・受付に関して

Q. 入所申請は、毎月行う必要がありますか？

A. 取り下げない限り、申請書の有効期限は年度末までのため、申請は不要です（状況変更に伴う書類提出がない場合など申請を却下する場合もあり）。ただし、翌年度以降も保育施設入所申請を継続して希望する場合は、改めて入所申請が必要です。

Q. 幼児教育課で市内全ての認可保育施設の入所申請ができますか？

A. 一部の私立認定こども園（西伊丹幼稚園、いずみ幼稚園、白ゆり幼稚園）は、それぞれの園へ直接申請してください。他の認可保育施設、認定こども園は伊丹市に住民登録のある世帯は、幼児教育課へ申請してください。

Q. 西伊丹幼稚園、いずみ幼稚園、白ゆり幼稚園の保育利用と併願申請は可能ですか？

A. 可能です。両方に内定が出た場合は、辞退する施設や幼児教育課に速やかに連絡を入れてください。幼児教育課にて申請した保育施設については「入所辞退・入所申請取下げ届」を速やかに提出してください。

Q. 幼児教育課窓口が混み合う時期や時間帯は、ありますか？

A. 窓口は状況により待ち時間が長くなるため、郵送での申請を推奨しています。

Q. 育児休業中ですが、入所申請はいつからできますか？

A. 入所申請時期の限定はありませんが、保育施設への入所が決定した場合、入所月の翌月15日までに復職（実働）しなければなりません。

Q. 出産を控えています、就労での申請ができますか？

A. 妊娠・出産の認定期間は、就労の状況でも妊娠・出産点数での調整となります。妊娠・出産期間以降も申請や在籍を希望する場合は、出産前の事由を証明する書類をあわせて提出してください。申請時に提出がなければ、妊娠・出産期間満了で申請取下げ又は退所となります。

Q. 出生前からでも申請は可能ですか？

A. 4月入所申請は出生前でも申込できます。受入可能な月齢（生後57日または生後3か月を経過してから）が施設により異なるため、詳細は、市内認可保育施設一覧をご確認ください。出産日より、受入可能な月齢を経過しない場合は内定取消となります。5月入所の予約はできません。

3. 利用調整に関して

Q. 4月には必ず入所できますか？

A. 各施設の受け入れ可能数にて利用調整を行いますので、必ず入所できるとは限りません。

Q. 申請をする前に、保育施設に見学に行くほうがよいですか？

A. 見学は自由です。保護者様の意思で決めてください。なお、見学に行ったからといって利用調整上、有利になることはありません。また、見学は保育施設と事前調整が必要です。

4. 入所申請受付後に関して

Q. 申請後に入所希望施設や希望している調整の条件（例：きょうだい同時入所など）を変更できますか？

A. はい。締切日（新規入所申請に準じる）までに「入所希望施設等変更届」を提出してください。

Q. 入所内定通知はいつごろ届きますか？

A. 5月～1月については、入所月の前月20日頃に、2月～3月は1月中旬～1月下旬頃、4月は1月下旬～3月中旬頃に発送します。

Q. 内定すると、どのような手続きがありますか？

A. 幼児教育課へ保育料の口座振替等の書類の提出や、内定施設での面談が必要です。

Q. 入所内定しない場合の通知はありますか？

A. 入所申請希望月の1日以降に「事業所入所保留通知書」を発送します。※年度の初回のみでの発送です。

Q. 待機期間中に退職や妊娠など状況に変更が生じた場合、申出が必要ですか？

A. はい。申請内容の状況に変更が生じた場合、速やかに申し出てください。申出や変更後の必要性を証明する書類の提出がない場合、調整内容が虚偽にあたるとして申請の取下げまたは内定取消となりますので、ご注意ください。

5. その他の質問に関して

Q. 子どものアレルギーや健康上の不安があるのですが、入所できますか？

A. アレルギーで除去食対応が必要な場合、医師からの診断書等を入所内定保育施設に提出されると、除去食やお弁当持参等の対応をします。保育上著しく支障となる疾患や集団保育が困難であると判断した場合、保育施設を利用できません。

Q. 現在、伊丹市外に住んでいますが、伊丹市に転入予定です。この場合の入所申請手続きは？

A. 本案内冊子6ページ「伊丹市に転入予定の方の入所申請について」をご一読ください。

6. 入所後に関して

Q. (育児休業からの復職又は採用予定で入所した場合) 入所月の翌月 15 日以前に勤務開始しなければならないのですが、有休でも勤務開始したと見なされますか？

A. いいえ、実動での勤務開始が条件です。子どもの体調不良も加味して早めの実動開始をご検討ください。

Q. ならし保育は必要ですか？

A. はい。ならし保育は、子どもが少しずつ保育施設になれていただく大切な期間です。1～2時間の短い時間から少しずつ延ばしていきます。2週間程度の期間、保護者様には大きな負担をかけますがご協力ください。

Q. 標準時間認定なので、7時～18時まで預けてもいいですか？

A. 認定された保育必要量は最大の利用可能時間を示すものです。保育時間は認定事由や勤務時間等を鑑みて、各施設の判断により決定されます。

Q. 延長保育を利用していません。18時に保育所に着けばいいですか？

A. 18時には子どもと保育所を出なければなりません。時間に余裕をもって迎えに行ってください。

Q. 延長保育を利用したいのですが？

A. 利用申請手続きが必要となります。入所施設の事業となるため施設に申し出ていただき、手続きをお尋ねください。

Q. 就労で保育所を利用しています。妊娠した場合、育児休業期間も継続できますか？

A. 妊娠・出産の事由や育児休業の事由の認定変更の手続きが必要です。認定変更に必要な手続きを行い、認定を受けることができれば、育児休業期間も継続することが可能です。

Q. 伊丹市の認可保育施設に在籍したまま、里帰り出産で帰郷した先で保育施設を利用できますか？

A. 他市の一時保育や認可外保育施設は利用できますが、他市認可保育施設への在籍はできません。

Q. 子どもが体調不良で保育所を休ませますが、仕事に行かなければなりません。どのような方法がありますか？

A. 伊丹市ではみどり保育園、ポピンズナーサリースクール伊丹、宮ノ前ほたる保育園、あそか苑まゐや保育所（令和9年4月開始予定）にて、病児・病後児保育事業を実施しております。詳細については、直接各施設にお問い合わせください。

Q. 転所（保育施設の変更）を申請する場合、どうすればいいですか？

A. 「保育施設転所申請書」を幼児教育課に提出してください。受付時間は新規申請に準じています。但し、新規の入所申請を優先的に調整する為、必ず転所できるとは限りません。

Q. 市外へ転居します。保育所は継続できますか？

A. 住民票を異動した月末日で退所となります。保育施設の継続利用を希望される場合、転出先の市区町村からの手続きが必要になります。なお、希望に添えない場合もあります。他市より利用する場合、最長年度末までとなります。

Q. 退所する場合、どのような手続きをすればいいですか？

A. 「保育施設退所届」を、退所される当月20日までに幼児教育課へご提出ください。幼児教育課で受理した退所届は取下げできません。

7. 保育料（給食費）に関して

Q. 保育料は、どうやって決まりますか？

A. 父母の市民税所得割額で決まります。直系尊属と同居している場合で、父母の収入が100万以下の場合
は、祖父母等の課税のうち最も高い課税額で決定します。

Q. 公立保育所（園）、私立保育所（園）、認定こども園等、施設によって保育料の違いはありますか？

A. 伊丹市内の認可施設であれば保育料に違いはありません。施設毎にかかる実費（保護者会費、保育用品代、
給食代など）に関しては各施設にお問い合わせください。

Q. きょうだいがいる場合、保育料が変わりますか？

A. 2・3号認定は、同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域
型保育事業・特別支援施設等に入所、又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援、企業主導型保育を利用
している場合、年齢の高い方から2番目以降の子どもの保育料は無料となります（認可外施設は対象外）。
ただし、市民税所得割額の合計額が57,700円未満の世帯については、入所施設に関わらず年齢制限を撤廃
します。また、市民税所得割額が77,101円未満かつひとり親等の要保護世帯については、入所施設に関わ
らず年齢制限を撤廃し、第1子は各階層の要保護欄に記載されている金額が適用され、第2子以降は無料と
なります。

Q. 保育料の引落日は、いつですか？

A. 公立保育所・公立認定こども園、私立保育所は毎月月末です。（月末が土日祝の場合は、翌開庁日）その他の
私立認定こども園、地域型保育事業は各施設にご確認ください。

Q. 子ども名義の口座でも保育料の引落しはできますか？

A. はい。

Q. 保育料を引落している口座の変更はできますか？

A. はい。口座振替依頼書での変更申込と、幼児教育課窓口で専用端末を利用したペイジー口座振替受付サービ
スがあります（口座振替は一部対象外の金融機関あり）。

なお、ペイジーは口座名義人本人しか手続きできません。また、口座振替の対象金融機関のうちペイジーで
は利用できない金融機関もあります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

Q. 保育料が残高不足で引落しできませんでした。再度、引落しできますか？

A. いいえ。市が徴収している場合、引落しは一度しかできません。引落日前日までに口座の残高を確認し、入
金をお願いします。残高不足で引落しできなかった場合、郵送する納付書でお支払いください。

Q. 子どもが満3歳の誕生日を迎え、3号から2号に区分変更となりました。保育料は変更になりますか？

A. いいえ。3号から2号に変わる時点で保育料の変更はありません。満3歳になった年度内は3歳未満の保育
料をお支払いください。翌年度4月の3歳児クラスからは保育料は無償になります。（実費別）

Q. 里帰り出産予定で、保育施設を1カ月程度休みます。保育料はどうなりますか？

A. 保育料は全額負担していただきます。

Q. 病気や入院で1カ月程度休みになる場合、保育料はどうなりますか？

A. 入所児童が病気や怪我のため、月毎の保育（開所）日数の過半数以上を欠席した場合、保育料の減免手続き
をされますと、保育料の減免（減免率50%）が受けられます。

Q. 離婚する予定です。保育料はどうなりますか？

A. 離婚届の提出だけでは保育料の変更は生じません。離婚届の提出（離婚調停の場合は、調停申請の受理又は
開始が確認できる裁判所発行の証明書のコピーの提出後）かつ、世帯異動届を幼児教育課まで提出し、住民
票の住所異動（世帯分離だけでは不可）が確認できた後に、児童と同居している保護者の税額に応じて保育

料が変更されます。離婚調停が不調に終わった場合には、保育料が変更となる場合がありますので、必ず速やかにお申し出ください。

なお、保育料の階層によっては、ひとり親家庭であることの確認書類（9 ページ参照）をご提出いただくと、要保護欄記載の保育料が適用されます。

Q. 課税額の変更があった場合、保育料も変更になりますか？

- A. 変更される場合があります。課税額の変更がわかる課税証明書を提出してください。
変更がある場合、提出の翌月から反映します。

Q. 保育施設利用中に同居家族が障害者手帳等の交付を受けた場合、保育料が変更されますか？

- A. 市民税所得割額の合計額が 77,101 円未満の世帯については、障害者手帳等のコピーを提出いただくことで保育料が変更される場合があります。

幼児教育・保育の無償化

3～5歳児クラスの幼稚園、認定こども園、保育所等の
保育料（利用料）は無償になります。

※無償化には上限があります。また、給食費や行事などは対象外です。
※0～2歳児クラスは、住民税非課税世帯が無償になります。

令和8年10月利用分より、無償化上限額を引き上げます。

幼稚園

無料

【R8.9月以前】 月額25,700円まで
【R8.10月以降】 月額28,000円まで

認定こども園 保育所

無料

認可外 保育施設 ※1

【R8.9月以前】 月額37,000円まで
【R8.10月以降】 月額40,300円まで

幼稚園の 預かり保育 ※1

【R8.9月以前】 月額11,300円まで
（450円×利用日数まで）
【R8.10月以降】 月額12,300円まで
（490円×利用日数まで）

※1「保育の必要性の認定」を受けたご家庭のみ



伊丹市に申請が必要です。
詳しくは市ホームページをご確認ください。

＜制度について＞

幼児教育・保育の
無償化のご案内



＜手続詳細について＞

施設等利用給付
のご案内



問い合わせ先：伊丹市教育委員会事務局 幼児教育課 TEL：072-784-8035

